

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合  
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合  
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 1 国名：モンゴル 担当：経済基盤開発部  
案件名：道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2015年9月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における橋梁維持管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月上旬
- (5) 契約交渉 : 6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

モンゴル国（以下、モンゴルという）は、面積156万km<sup>2</sup>（日本の約4倍）の国土を有する、ロシア、中国に囲まれた内陸国である。モンゴル国内の道路延長は約49,000kmにおよび、その中に375橋の橋梁が存在している。モンゴルの道路は、旅客輸送の約98.5%（人数ベース）を担っており、貨物輸送においても鉄道に次ぐ輸送手段として、2005年～2009年の5年間で約34.1%から約42.7%（貨物重量ベース）に割合が増加するなど、モンゴルの経済活動における重要性が高まりつつある。特に、首都ウランバートル市はモンゴルの人口の4割以上が集中し道路総延長460kmを有しており（うち橋梁は67橋が存在）、近年の堅実な経済成長に伴い、貨物・旅客輸送量及び車両交通量が急激に増加しており、今後もさらなる増加が予測されている。

しかしながら、モンゴルの道路橋の大部分は1960年以降に中国または旧ソ連の支援により建設されたものであるため老朽化が目立ち、その多くがリハビリ工事、補強工事、取替工事などの更新時期を迎えている。加えて、1990年の民主化以降、維持管理予算の制約、技術者育成の遅れなどにより、老朽化の進行する橋梁の対策、維持管理が十分に行われていない。

モンゴルの橋梁の維持管理業務は、国有または民間会社等への外注により一部が実施されているが、小規模補修や緊急補修に留まっており、橋梁の点検、計画、補修、評価といった「橋梁維持管理サイクル」に基づく予防的、計画的な維持管理は行われていない。ウランバートル市内の道路橋の維持管理はウランバートル市（以下、「UBC」という）の道路局維持管理課が、ウランバートル市外の国道の道路橋の維持管理は道路交通省（以下、「MRT」という）の道路政策実施調整局維持管理課が担当しているが、いずれの職員も多くは橋梁の予防的、計画的な維持管理に関する高度な専門的知識に乏しいため、道路橋の維持管理に必要な点検、点検結果の評価、補修計画の立案等の技術の向上、関連するデータベース等の整備および橋梁維持管理の担当職員の育成が急務となっている。

また、JICAでは我が国の対モンゴル国別援助計画の重点分野として位置づけられている「経済活動促進のためのインフラ整備支援」に基づく支援として、「ウランバートル市高架橋建設計画（無償資金協力：2009～2012年）」にて通称「太陽橋」と呼ばれる道路橋建設事業を実施したほか、「ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業準備調査（有償資金協力）」では有償資金協力で道路橋建設事業を実施するための準備調査を実施しており、本プロジェクトはこれら我が国の援助で建設した、または建設する可能性がある道路橋の維持管理をより確実にするために非常に大きな役割を果たすことが期待されている。

かかる状況を踏まえ、モンゴル政府は橋梁の維持管理能力の向上につき、我が国に対し技術協力による支援を要請した。この要請を受け、JICAは2013年4月に本プロジェクトの協力計画を策定し基本的な事項について協議、確認するとともに、同月にMRT、UBCと合意議事録（Record of Discussions：R/D）を取り交わし協力内容について合意した。本業務は、このR/Dに基づき、MRT、UBCをカウンターパート機関（以下、C/P機関）として技術協力「道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
首都ウランバートル市を中心にモンゴル国全土
- (2) 相手国関係機関  
道路交通省（Ministry of Roads and Transportation：MRT）

ウランバートル市 (Ulaanbaatar City Government : UBC)

(3) 業務内容

以下のプロジェクト目標及び成果の達成に必要な活動を実施する。

ア プロジェクト目標

カウンターパート機関 ( 道路交通省 : MRT、ウランバートル市 : UBC ) の橋梁維持管理の計画立案に関する能力が向上する。

イ 成果

- (ア) 「橋梁維持管理サイクル」の概念が広く理解され、橋梁の点検、評価、優先順位づけ、対策選定に関するマニュアル・ガイドラインが整備される。
- (イ) 橋梁維持管理データベースが構築される。
- (ウ) 橋梁の維持管理方針及び維持管理計画が策定される。
- (エ) MRT、UBCの橋梁維持管理に関する技術者が育成され、自らによりトレーニングが行われる。

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年 7月上旬)
- (2) プロGRESS・レポート (2013年12月下旬、2014年 9月下旬、2015年 6月下旬)
- (3) ファイナル・レポート (2015年 7月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 橋梁維持管理 / 人材育成 ( 評価対象者 )
- (2) 橋梁点検
- (3) 橋梁損傷評価 / 補修対策 ( 評価対象者 )
- (4) 橋梁データベース開発
- (5) コスト積算 ( 維持管理予算作成 )

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) JICAにて本プロジェクトの協力計画を策定し実施機関と協議しており、詳細計画策定調査は実施していない。
- (3) ウランバートル市内の橋梁の点検、評価等を別業務で実施している ( 調査結果は参考資料として業務指示書と併せて貸与する予定 )

注 : 本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。